

印西市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要項

1 目的

この要項は、ふるさと納税制度による印西市（以下「本市」という。）への寄附の促進や本市の魅力発信及び地元特産品等のPR、販売促進など、地域経済の活性化を目的とし、寄附者に対して贈呈する商品やサービス（以下「返礼品等」という。）の提供に協力できる法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）を募集するため、必要な事項を定める。

2 協力事業者の要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。ただし、次の要件をすべて満たしていても、市長が協力事業者として適当でないと認めた場合は、登録できないものとする。

- (1) 本市内に事業所（本店、支店等は問わない。）又は工場等を有する法人、団体又は個人事業者であること。ただし、要件を満たす返礼品等を提供する事業者であると認められる場合は、この限りではない。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

3 返礼品等の要件

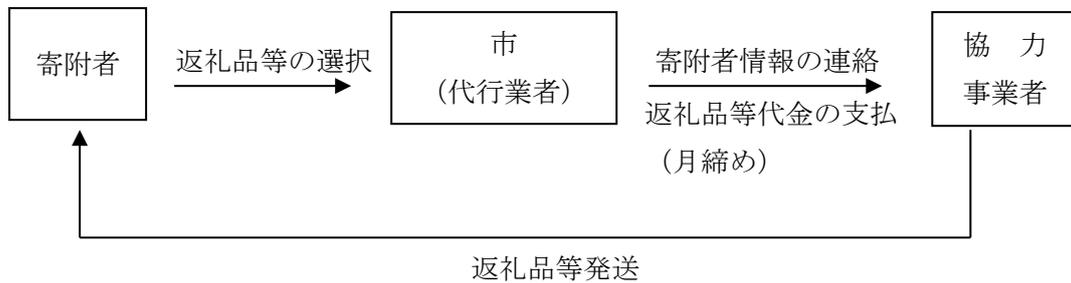
次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 総務省が定めるふるさと納税に係る地場産品基準（平成31年総務省告示第179号）に適合するものであること。
- (2) 本市の魅力発信や産業振興等につながるものであること。
- (3) 本市からの依頼後、速やかに発送や対応ができるものであること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定及び数量限定であっても、確実な供給が見込める場合は認めるものとする。
- (5) 飲食物については、寄附者に商品到着後5日以上消費（賞味）期限が保証されていること。ただし、生花、生鮮食料品などについては、この限りではないが、鮮度が保たれた状態で適切に寄附者の元に届くように配慮すること。

4 協力事業者のメリット

- (1) 本市ホームページや本市が利用するふるさと納税ポータルサイト等に返礼品等の画像、商品名、事業者名などが掲載される。
- (2) 商品の発送にあたって、送料に影響のない範囲において、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱することができる。

5 返礼品等発送の流れ



6 費用負担

返礼品等の代金及び送料は本市の負担とする。ただし、寄附者からの返礼品等に関する品質不良等のクレームにより、回収及び再配送等を行った場合にかかる費用は、協力事業者の負担とする。

7 申込方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類とともに印西市環境経済部経済振興課へ提出すること。

- (1) 印西市ふるさと納税返礼品等協力事業者申込書
- (2) 同意書
- (3) 市ホームページやふるさと納税ポータルサイト等に掲載する返礼品等の画像（電子データ）
※メールでの提出可
- (4) 会社や返礼品等に関するパンフレット等の参考資料
※返礼品に同梱するものは必須

8 選定方法

本市で審査の上、市長が決定し、その結果について申込者に通知する。

お問い合わせ・提出先

印西市 環境経済部 経済振興課

〒270-1396 印西市大森 2364-2

TEL : 0476-33-4477

FAX : 0476-42-7242

E mail : keishinka@city.inzai.chiba.jp